

戦時性暴力の被害者から変革の主体へ

——中米グアテマラにおける民衆法廷の取組み——

柴田修子

I. はじめに

戦争と性暴力の関係は有史以来のことであり、勝者に対する褒美として、敗者への懲罰として、あるいは単なる快樂として、さまざまな場面で行使されてきた。これを国際的に犯罪と認めた最初の法は、1907年ハーグ陸戦条約であり、第46条で「家の名誉」を毀損する行為としての強姦を禁じた。しかし現実にはほとんど処罰されることはなく、戦争につきものの逸脱行為として他の戦争犯罪に比べ軽視される傾向が長らく続いた。

戦時性暴力の不処罰をやめさせるための国際的な取組みが行われるようになったのは、1990年代以降のことである。必罰化に向けた動きは、一つにはルアンダや旧ユーゴスラビアなど紛争下における戦時性暴力の実態が明らかにされたことで、戦時性暴力を規制する国際的な枠組み作りの必要性が認知されるようになったことが大きい。もう一つには戦時性暴力に対する認識を、個人的な欲望の問題から制度的暴力へと転回させたフェミニズム言説の深化があった。

国際法による枠組み作りが進む一方、そこから取りこぼされるケースもある。国際法に基づいて設置された国際刑事裁判所は現在の犯罪を裁く機関であり、過去に遡って処罰することができないからである。被害者にとって、加害者懲罰はトラウマから回復する重要な要素であるのはいままでもない。しかしながら現実として処罰が困難なとき、犯罪の有無を明らかにしたり、心情を吐露する場を設けることが、被害者の尊厳回復に資することがある。こうした場として、法的拘束力を持たない民衆法廷が一定の役割を果たしてきた。本稿では、その一つの例としてグアテマラで行われた民衆法廷を紹介する。

II. 国際的な流れ

戦時性暴力という言葉が定着していく背景には、単に戦争中に行われた性暴力であるとして個人にのみ責任を帰すだけではなく、戦争の行為主体である国家の責任も含め構造的な問題として捉えなおす必要があるという認識が定着していったことがある。性暴力に対する認識を深化させる上で重要な役割を果たしたのが、ブラウンミラーである。彼女は戦時性暴力が国際法上禁じられているにも関わらず戦争につきもののありふれた逸脱行為として軽視されていることを批判し、その背後にある男性優位主義を暴きだした（ブラウンミラー 2000）。彼女によれば男性と女性の二項対立のなかで、権力関係が不平等に存在している。この力関係を顕在化させるのが、戦争という非日常である。つまり戦争中に性暴力が行われるのは、男性が潜在的に持つ女性に対する優越感の発露なのである。

ブラウンミラーの論をさらに展開したのが、リアドンである。彼女は力による支配をその本質として備える家父長制社会において、性暴力が享受されるのは自明のことですらあるという(リアドン 1998)。彼女によれば、家父長制は、男性に攻撃性を、女性に従順を教え込み、その男女間の基本的関係に基づいて社会が成立する。暴力による脅しと従属という関係は戦争の論理そのものであり、性暴力は戦争システムの究極的な隠喩なのである。

さらに軍政や内戦期の実態調査を通じて性暴力を国家との関係から再考するブンスターやエンローらの研究によって、戦時性暴力は国家による制度的暴力として捉えなおされるようになっていった。

言説上の流れと同調するように、1990年代以降国際社会においても、戦時性暴力を普遍的犯罪として裁くための枠組み作りが進められるようになった。旧ユーゴスラビア内戦やルアンダ内戦における激しい暴力状況のなか、民族浄化を目的とした性暴力が行われている実態が報告され、戦争と性暴力の関係が国際的に注目されたのである。1993年旧ユーゴスラビアに、翌年ルアンダに設立された国際刑事裁判所では、性暴力を人道に対する罪に含め、処罰の対象とした。1998年ルアンダにおいて、元タバ市長ポール・アカイエスに対し組織的強姦や殺害を誘発した罪で有罪判決が出されたことは、その後の戦時性暴力を裁く上で、重要な出来事であった。さらに2003年、重大な国際犯罪を行った個人を裁く常設機関として、オランダのハーグに国際刑事裁判所が設置され、性暴力は人道に対する罪として処罰の対象とされた。

Ⅲ. 民衆法廷

このように戦時性暴力の必罰化に向けた取組みが進む一方、その枠組みから取りこぼされるケースもでてきた。国際刑事裁判所は現在の事件を裁くものであり、過去に遡ることはないからである。旧日本軍による従軍慰安婦問題も、その一つであった。1980年代から明らかにされつつあったその存在は、1991年初めて被害者が実名で名乗り出たことをきっかけに実態解明が進み、国際的にも注目を集めるようになった。1996年にはクマラスワミ報告が、1998年にはマクドゥーガル報告が国連人権委員会に提出され、日本政府に対して責任者処罰と被害者への国家賠償を行うための具体的な方策が勧告された。政府は一定の関与を認めて遺憾の意を表したものの、実際には補償問題はほとんど進まなかった。1991年以降日本各地で起こされた日本政府に対する損害賠償請求の訴訟は、ほとんど被害者である原告の敗訴に終わり、1995年政府が設立したアジア女性基金は、法的責任を回避したため被害者自身の激しい拒絶にあって頓挫した。国際刑事裁判所は規程発効後の犯罪を扱うため、従軍慰安婦問題を訴えることはできない。こうした状況のなか、被害者女性の尊厳回復の手段として企画されたのが、女性国際法廷の開催である。

女性国際法廷は、民衆法廷である。民衆法廷といえは1967年バートランド・ラッセルの提唱で開催されたベトナム戦争を批判する市民による裁判「ラッセル法廷」が有名であるが、その特徴は法律の専門家ではない市民の手で開催することにあり、国家や国際機関が設置したものと異なり法的拘束力はない。なぜそのような法廷を開催するに至ったかについて、代表の松井やよりは、日本政府として戦犯処罰が行われたことがない上、民事訴訟が次々と敗訴する手詰

まり状況のなか、高齢化する被害者女性たちの思いに応えるには民間による法廷しか手段がなかったと語っている（松井 2000）。法廷は 2000 年 12 月 8 日から 12 日まで東京で行われた。国際法の専門家を裁判官や判事に迎え、被害者による証言および膨大な文書、ビデオ等の証拠物件による事実認定を行った。その結果、軍の一部として慰安所が組織的に設置されたことなど、日本が当時批准していた条約に対する違反があったことを認め、陸海軍の大元帥であった天皇裕仁に有罪判決が言い渡された。また日本国家に対しては責任者処罰や賠償など 12 項目の勧告が出された。

先述したように民衆法廷には法的拘束力はなく、勧告によって実現したものは何もない。一方この法廷で判事を務めたクリスティーヌ・チンキンは、「民衆法廷は、「法は市民の道具」である、政府が単独で行動しようとする、ほかの組織と共同で行動しようとする、法は政府だけのものではない、という解釈を前提としている。従って、国家が正義を保障する責務を遂行しない場合には、市民社会は乗り出すことができるし、そうするべきなのである」と述べている（チンキン 2002）。こうした解釈に立てば、今後判例として国際的に引用される可能性はあるという。

民衆法廷は、被害を訴える場を失っていた女性たちにとって尊厳回復のための場を提供した。被害者にとっての苦痛は、過酷な体験のみにあるのではない。社会規範からはずれた者としてその後も疎外や差別に苦しめられ、沈黙を強いられてきたことが、トラウマからの回復を難しくしてきた。民衆法廷ではその事実を認め「証言を通じて一貫して語られていたのは、性暴力の被害者である女性たちの苦痛が、自らの地域社会に帰ったときに人々から拒絶されることで一層ひどくなるということであった。その悲劇の責任が彼女たち自身にあるとみなす性差別的態度の結果、恥辱に苦しみ、沈黙を強いられてきた」と認定した（女性国際戦犯法廷検事団 2001）。法廷に参加した女性たちは、互いの経験を共有し、心情を吐露する場を得たことで、尊厳回復のための第一歩を踏み出したという。また、法廷のあいだに開催された「現代の紛争下の女性に対する犯罪」国際公聴会には、東ティモールやコソボなど世界各国から集まった女性たちが証言を行い、共に声を上げる必要性が確認された。そこに参加した女性の発案から、10 年後グアテマラでも民衆法廷が開かれることになる。以下にグアテマラの事例を紹介したい。

IV. グアテマラ内戦の状況

グアテマラは、北をメキシコ、東をベリーズ、南をエルサルバドルおよびホンジュラスと国境を接する中米の国である。国土面積は 108,890 平方キロメートルと小さいが、カリブ海、太平洋に接し、熱帯雨林から山岳地帯まで豊かな自然に恵まれた国である。人口は 14,361,666 人(2010 年)でそのうち約 40%をマヤ系先住民が占めている。主な産業は農業であり、輸出の 3 分の 2 を占めている。主要輸出作物はコーヒー、砂糖、バナナで、その他生業農業としてとうもろこしの栽培が盛んである。

この国では 1940 年代に「グアテマラの春」とよばれる民主主義の高揚がみられた。労働法の制定や公教育の充実など一連の社会改革が行われ、19 世紀の独立以来続いてきた政情不安に終止符を打ち、民主主義国家を樹立する機運が生まれた。しかしながら、1951 年大統領に就任したアルベンス・グスマンが大規模な農地改革を発表したことで、米国政府との関係が悪化し、

一連の改革は挫折することになる。当時グアテマラで大規模な農園を経営していた米系企業の土地が接収対象となったためである。1954年米国政府の干渉でアルベンス政権は崩壊し、改革以前の旧体制を維持する親米政権が誕生することとなった。これに反発した若手将校グループが武装蜂起し、その後キューバ革命の影響を受けた共産党グループと合体し、山中に拠点を置いてゲリラ活動を開始した。

東西冷戦構造の下、強権的な政府に対抗する共産主義グループがゲリラ活動を行い内戦へつながったという構図は、1960年代以降のラテンアメリカに共通して見られる傾向である。グアテマラがほかの諸国と異なるのは、内戦がしだいに政府軍による先住民に対するジェノサイドへと発展していった点である。1970年代からの先住民運動の高揚に対し、政府が警戒感を示していたことに加え、山中に拠点を置くゲリラが次第に先住民村落に支持基盤を浸透させていったことから、政府によるゲリラ掃討作戦の対象となったためである。内戦後の調査によって、内戦中の暴力の93%が国家機関によるものであり、犠牲者の83%が先住民であったことが明らかにされた。

政府軍は、反政府運動への参加を抑止するため拷問や遺体への辱めなど、激しい暴力を行使した。たとえば筆者が聞き取りを行ったキチェ県のラ・モンタニヤ村では、ある日突然政府軍がやってきて、何の説明もないまま人々が殺されていったという。家も畑もなにもかも焼かれ、生き延びた人々は壕を掘って隠れたり、死んだ人のあいだに横たわって死んだふりをして助かった。そうしたことが何度か続いた後、残った村の人々は村から2時間歩いたパラシュトゥトという町に強制移住させられた。村に残ることはゲリラの協力者とみなされたのである。

1996年政府軍とゲリラのあいだで和平合意が結ばれ、内戦が終結した。和平合意の際、国連主導のもと真相究明委員会の設置が取り決められ、1999年『グアテマラ：沈黙の記憶』という報告書が提出されている。また、カトリック教会が中心となってレミー・プロジェクトとして1995年から実態調査が進められ、1998年に4巻からなる報告書が発表された。これらの実態調査の過程で、性暴力の問題が徐々に明らかになってきた。とはいえ、性暴力被害を調査するのは簡単なことではなかった。ほかの暴力と異なり、本人に責任が帰する傾向にあり、被害者自身自責の念にかられることが少なくない。そのため自らの体験を語ることが非常に難しかったためである。また、政府軍の委託を受けたコミッショナーとしてゲリラ制圧を担った地元有力者は、内戦終結後も同じ村に住み続けている。加害者がいまでも近くにいるなかで、被害者は報復を恐れて口を閉ざす場合もあった。真相究明委員会では、ほかの暴力の話のついでに語られる性暴力の被害の実態を丹念に拾い集め、1,465件を確認した。

V. 「戦時性暴力の被害者から変革の主体へ」

グアテマラでの民衆法廷を発案したヨランダ・アギラルは、自身も内戦中の性暴力被害者である。政治に関心の高い家庭に生まれた彼女は、1979年15歳のときに労働運動のピラを配ったことで、国家警察に尋問されそのまま連行された。15日間にわたって激しい拷問を受け続けた後釈放され、メキシコに亡命した。1993年に帰国してからは、女性のエンパワーメント、メンタルヘルスのための活動を続けている。レミー・プロジェクトでは女性の章の執筆を担当して

女性に対する暴力を分析し、自らの痛ましい体験も克明に証言した（レミー：2000）。そして2000年の女性国際戦犯法廷の際には公聴会で証言台に立った。このとき世界各国から集まった被害女性たちとの交流のなかで、お互いの体験を受け止めあい、それを告発に結びつけることの重要性を実感したという。そこで彼女は当時グアテマラでタブー視されていた内戦中の性暴力被害を語り合う場を作ることを呼びかけ、被害の実態調査の経験から同じ必要性を感じていた ECAP（Equipo de Estudios Comunitarios y Acción Psicosocial: 共同体および社会心理行動研究グループ）と UNAMG（Unión Nacional de Mujeres Guatemaltecas: グアテマラ全国女性連合）がそれに賛同して、2002年からウエウエテナンゴ、チマルテナンゴ、アルタ・ベラパス県で「戦時性暴力の被害者から変革の主体へ」プロジェクトが始まった。

プロジェクトで最初に行ったのが、プロモーターの養成である。それぞれの地域で先住民言語とスペイン語を話せる女性たちを募集し、研修プログラムを行った。プロモーターが中心となって性暴力を受けた女性たちを探し、互助グループを作った。グループでは月一度ミーティングを行い、お互いの経験を語り合った。その際そこで聞いたことは決して外にももらさないこと、批判しないことを約束し、少しずつ信頼関係を築いていったという。プロジェクト開始時参加者は60人だったが、その後イサバル県が加わり現在は110人が参加している。参加者は、夫が健在であったり、軍に連行されたまま行方不明であったり、暴行によって妊娠した子どもを育てるシングルマザーであるなど、その生活環境はさまざまである。またグループへの参加について家族の理解を得ている場合もあれば、暴行の事実すら秘密にしている女性もいる。置かれている状況に違いがありながら共通しているのは、内戦によって平和な暮らしを奪われたことに対する強い憤りである。

被害者にとってもっとも重要なのは加害者処罰と補償であり、そのためには司法制度に基づく裁判が求められるのは言うまでもない。「変革の主体へ」の女性たちも、当初は刑事訴追の可能性を検討したという。しかしながら、和平合意の際成立した国民和解法によって内戦期の政治犯罪に対する免責が保障されている上、性暴力については被害者に非を押しつけがちな社会的認識を改めることが非常に困難な状況にあって、刑事裁判を起こすのは難しかった。そこでまず被害の実態をグアテマラおよび国際社会に訴える必要があると考え、2007年頃から東京女性国際戦犯法廷にならった民衆法廷を開催することが検討され始めた。2009年には先住民女性の全国組織である CONAVIGUA（Coordinadora Nacional de Viudas de Guatemala: 連れ合いを奪われた女性の会）、人権活動を行う女性弁護士の会 MTM（Mujeres Transformando el Mundo: 世界を変える女性たち）、フェミニズム系新聞を発行するラ・クエルダ紙が加わり、2010年の開催に向けた準備委員会が発足した。裁判の目的は、内戦中に戦闘手段の一つとして性暴力が行使されたという事実を明らかにし、再発防止に向けた勧告を国家に対して行うことである。原告団は「変革の主体へ」に参加する女性全員で結成した。

VI. 裁判当日

法廷は2010年3月4日と5日の2日間にわたって、グアテマラシティの大学施設であるパラインフォで行われた。500人ほど収容できる施設は立ち見がでるほど満員となった。傍聴席後部

には、原告の女性たち110人が座った。3月4日、CONAVIGUA共同代表で元国会議員ロサリナ・トゥユクの開廷宣言によって法廷が始まった。内戦の犠牲者をしのんで1分間の黙祷を捧げ、法廷の成功を全員で祈る。続いて裁判の行方を見守る「名誉判事」および検事が紹介され、一人ずつ壇上に登場した。名誉判事席には、グアテマラで初めて治安部隊による拘留女性への強姦の罪で有罪判決を勝ち取ったマヤ女性フアナ・メンデス、フジモリ政権下のペルーで被害を受けたグラディス・カナレス、ウガンダにおける戦時性暴力の問題に取り組むティディ・アティム、東京女性国際戦犯法廷の参加者である新川志保子が座った。それぞれ法律家ではなく、性暴力と向き合ってきた女性たちである。検事はグアテマラの弁護士マリア・エウヘニア・ソリスとスペインの弁護士フアナ・バルマセダが務めた。壇上に全員揃ったところで法廷の趣旨説明が行われ、被害者による証言が開始された。

法廷を計画した段階では、原告女性全員が証言することが目指されたが、時間的制約や参加者のためらいを汲んで、各グループの代表のみが証言することになった。グループに参加している女性たちはほぼ全員の証言はあらかじめビデオで用意されていたが、一部が紹介されるにとどまった。証言を行ったのは、7人である。「変革の主体へ」の女性5人に加え、姉を奪われたグアテマラシティの女性、元ゲリラの女性がそれぞれ証言を行った。さらに現在も続く紛争の告発として、鉱山開発にともなう村の立ち退きをめぐって2007年に起きた性暴力の実態に関するビデオ証言が紹介された。

東京女性国際戦犯法廷との大きな違いは、匿名性を重視した点である。証言者の身元がわからないよう、壇上に設置された証言席は席全体が白い布で覆われ、シルエットのみ映るようになっていた。通訳者と証人が着席し、先住民言語で語る場合は、通訳者がスペイン語に逐語訳していった。その際出身県以外の個人情報は一切語らず、自分の身に起きたことのみが証言された。主催者によると匿名にした理由は、被害者保護のためであったという。家族に打ち明けないまま参加している女性もいることと、村に帰った後嫌がらせを受ける可能性を考慮し、名前の公表は行わないことになったのである。

法廷二日目は専門家証言が行われた。軍事戦略、ジェンダー、心理学、医学、人類学、文化、文書分析など、さまざまな分野からなる9人の専門家によって証言が行われた。前述のように、今回の民衆法廷は原告の安全を考え、匿名性を重視している。したがって個別の事例の証拠収集は行われず、内戦というコンテキストのなかで性暴力をどうとらえるか、責任の所在はどこにあるのかを明らかにすることに焦点が置かれた。内戦中の命令系統が大統領参謀本部を中心として動いていたことや、発掘された秘密墓地から子どもの遺体も見つかっており殺戮が無差別であったこと、それが先住民差別の一環として行われたこと、性暴力の99%が女性に対するものであり、それが共同体からの排除という形で女性に与える影響ははかりしれないことなどが明らかにされた。

休憩をはさみ、最終判決が名誉判事によって読み上げられた。判決では、内戦期にグアテマラ刑法および国際法に鑑みて重要な違反行為がなされた事実を認定し、公務員ならびに警察、軍によって行われたそれらの行為の責任が政府にあると宣告した。そして今日にいたるまで免責・不処罰が続き、性暴力が現在も続いていることを指摘し、内戦期の人権侵害に対する免責の解除、国際刑事裁判所設置条約の批准、国家およびその関係機関の情報開示、被害者に対す

る補償の実行、再発防止に向けた政策作りなど、政府に対し15項目の勧告を行った。最終判決には35人の立会人が署名し、会場は満場一致の拍手が鳴り止まず熱気に包まれていた。この大仕事を成し遂げた証人の女性たちは、一様に満足げな表情だった。

VII. 結びにかえて

民衆法廷の開催には、二つの強い意志が存在した。一つには言うまでもなく被害者である先住民女性の正義を求める気持ちである。長年つらい体験を胸のうちに秘めてきた彼女たちは、同じ体験を共有する仲間を得たことで人生が変わったという。自分が悪いのではないかという罪悪感から解放されることで、トラウマを乗り越える一步を踏み出し、公の場で自らの体験を伝えることを目指した。そこにはつらい痛みを社会的コンテクストのなかで捉えなおし、未来につなげたいという強い気持ちが働いているように思えた。もう一つは、彼女を支える女性たちである。このプロジェクトはさまざまな組織の協力によって実現した。都市で活動する彼女たちが、村に暮らす女性たちを結びつけ、ネットワークを作り上げた。両者の出会いは、彼女たちの熱意によって実現したのである。そこには歴史を見つめなおすことで、グアテマラでいままなお続く制度的性暴力の連鎖を断ち切りたいという意志がある。

この裁判の目的は、内戦中に戦闘手段の一つとして性暴力が行使されたという事実を明らかにし、それが国際法および国内法において犯罪であると判定した上で、再発防止に向けた勧告を国家に対して行うことであった。加害者を直接裁くのではなく、性暴力の実態を明らかにし、それを人道に対する罪と認定する国際的な流れのなかに位置づけることに焦点を定めた。法廷の様子はプレス・リプレ紙をはじめエル・ペリオディコ紙、ラ・オラ紙などグアテマラの有力紙で報道され、その論調は「性暴力が人道に対する重大な罪であるという国民の議論を呼び起こし、二度と繰り返されることのないよう正義の実現、補償を目指す」など好意的なものであった。グアテマラ政府からの反応はなく、勧告が実現する可能性は現在のところ低い。しかしこれまでタブー視されてきた内戦期の性暴力を告発したという意味で重要な試みであったといえよう。

付記：本稿は柴田（2011）の草稿をもとに2010年11月19日に行ったシンポジウムでの発表とその資料である。国際法の枠組等については柴田（2011）に詳しい。

引用文献

柴田修子（2011）「戦時性暴力とどう向き合うか——グアテマラ民衆法廷の取り組み」日本比較政治学会編『ジェンダーと比較政治学』ミネルヴァ書房。

女性国際戦犯法廷検事団（2001）『女性国際戦犯法廷』検事団およびアジア太平洋地域の人々、対天皇裕仁ほか、および日本政府認定の概要」パウネット・ジャパン編『裁かれた戦時性暴力』白鐸社。

チンキン、クリスティーン（2001）「女性国際戦犯法廷と国際法およびジェンダー正義」パウネット・ジャパン編『裁かれた戦時性暴力』白鐸社。

ブラウンミラー、スーザン（幾島幸子訳）（2000）『レイプ——踏みにじられた意思』

松井やより（2000）「なぜ裁くかどう裁くか『女性国際戦犯法廷』がめざすもの」『世界』12月号、岩波

書店。

リアドン、ベティ（山下史訳）（1998）『性差別主義と戦争システム』勁草書房。

歴史的記憶の回復プロジェクト（レミー）（飯島みどり・狐崎知己・新川志保子訳）（2000）『グアテマラ——虐殺の記憶』岩波書店。

資料：女性たちの証言

以下は、民衆法廷に傍聴人として参加した筆者のメモをもとに作成した証言集である。

証言1（イサバル県）

以前私は平和に暮らしていました。15歳で結婚し、畑を耕しながら子育てをしていました。子どもに教育を与えることが望みでした。そのうちに、不穏な噂が流れるようになりました。「悪いものがやってくる」というのです。それが少しずつ見え始めました。村に軍がやってきて、住民をだまして一ヶ所に集めました。男たちを拷問し、女性を暴行したのです。周りでは近所の人が殺され、家にいてもいつも恐怖感を抱えていました。軍の駐屯地が近所にできて、12、3歳の少女から年長の人まで多くの女性たちが暴行されました。繰り返し暴行されることが続き、思い出すのもつらいです。近所の男の人たちが殺されるのを目の当たりにしました。思い出すのもつらい出来事です。私は2人の子とも残されました。

いま私は一人で話していますが、たくさんのなかの一人に過ぎません。多くの人が、内戦によって人生の尊厳を奪われていきました。また殺された女性たちもいます。性暴力の被害は、いまなお続いています。これは耐えられることではありません。そのことを訴えたくて、私は話しました。

証言2（チマルテナンゴ県）

私の証言を行いたいと思います。内戦の前は幸せに暮らしていました。貧しい生活だったけど自由があり、家族がいて、耕したり歩いたり好きなことをすることができました。でも戦争が始まって軍隊がやってきてから、生活は大きく変わってしまいました。もう私たちの村で平和に暮らすことができなくなってしまったのです。みんなおびえていました。男たちは山に逃げなければならなくなってしまいました。夜家にいて、軍隊が来たら殺されてしまうからです。家にいても山にいても、どこにいても殺されるのです。

私は性暴力を受けた女性です。ある日薪を探しに行ったとき軍隊に出くわし、200人の軍に捕まったのです。次々に私を乱暴しました。夫はゲリラだと言われました。連れていた赤ん坊とは引き離されて乱暴され、ぶたれて、もし誰かに話したら殺してやると脅かされました。村では拷問が行われ、10人の男性が殺されました。軍は妊娠中の女性を強姦し、お腹から子どもを出して殺しました。起きたことの痛みはすべてこの体が覚えています。夫は誘拐され、3人の子とも残されました。朝6時に軍がやってきて二度と帰ってこなかったのです。

外国の人たちは、どうかこの苦しみを伝えてください。残念なことに私たち先住民は尊敬されていません。起きたことを知ってもらうために、民衆法廷を開く必要があったのです。この

傷跡が癒されることは決してありません。和平合意は履行されていません。私はどうにか生き延びることができて、貧しさから政府の補償金を受け取りましたが、わずかのお金をもらっても何にもなりません。夫は二度と戻らず、愛情やあたたかみをうけることはできないのですから。私は性暴力を受け、夫を失うという二つの苦労を背負いました。子どもたちは、パパはいつ帰ってくるの？というつも聞きます。私も夫に会いたい、話をしたい。私の体験は私一人ではありません、何千人もの女性たちが同じ目にあっているのです。私は神に感謝を捧げます。合意後の補償金は結局共同のものになってしまう。なぜ個人に渡されないのでしょうか。私たちには仕事もなく、村からも追われ、家や家畜を失いました。政府は村人たちを殺し、家を焼き、あるものを盗んでいった。学校の前にみな集められているあいだにそうされたのをいまも覚えています。

証言3（キチエ県）

夫がいたので、私に起きた出来事はとてもつらかった。心に刺さった棘は、決して抜けることはありません。あるとき私は軍と出くわし、谷に引きずりこまれました。石ころがあって、背中がすごく痛かったのを覚えています。それで怪我をしたのに、兵士たちはそんなことかまいもせず私を暴行しました。恥ずべきは軍、国家なのに、性暴力を受けると、自分を恥ずかしく思ってしまう。私自身もそうでした。暴行されたせいで、夫に対して恥を感じるのです。そんな思いを抱えて子どもを育ててきました。国家は私たちになにをしたか知っているのに、責任をとらないどころかいまも同じことを続けています。私は、もう私たちの村がこれ以上被害を受けることがありませんように。国はいったい何をしているのでしょうか？何もしていません。国家に補償してもらいたい。私たちの権利を要求します。共同体の名においてこんなことを繰り返させない、村に害を与えないように求めます。私は自分のことだけでなく、女性たちみんなのためにここにいます。

証言4（ウエウエテナンゴ県）

顔は見えなくても、私はここにいます。以前私は幸せに暮らしていました。一ヶ月になる赤ん坊がいて、夫が外で仕事をして私は家で子どもの世話をする生活でした。村に住んでいて、日曜日になれば家族で町に出て買い物をしました。ある日一人の女性がやってきて、トルティージャと水を欲しいと言いました。怖かったので言われたとおりにしました。その後軍隊が数人でやってきて、私を暴行したのです。怖くて泣き叫びましたが、誰も助けに来てくれませんでした。夫は仕事に出ていて一ヶ月の子と二人でいたのです。軍隊は寝台に寝ていた子を叩いて地面に置きました。二人の兵士が、笑いながら私を暴行しました。彼らが帰った後、痛くて血が止まりませんでした。夫が戻ってきたとき、なにもいえませんでした。起きたことをしゃべったら皆殺しにしてやるといわれて、何も話すことができなかつたのです。夫にも両親にも相談できず、夫が仕事に出るたび怖くて仕方ありませんでした。苦しみに耐えながら家に閉じこもっていました。

村で人が殺されるようになり、怖くなって家族でメキシコに逃れました。それでも夫に暴行のことは話せませんでした。いまは和平合意があるけれど、なにも履行されていません。私た

ちが受けた苦しみも変わりません。避難するとき、たくさんものを置いていかなければなりません。村に戻ってから、苦しみは続いています。私は内戦のあいだ苦しんだことを知ってもらうために、ここにいます。村では、暴行されたのはお前のせいだとか、兵士の女と呼ばれました。あるグループ（ECAP）が支援にやってきて、それで私はここにいます。

たくさん女性が差別を受け、殺されてきました。私は正義を求めるためこの場にいるのです。多くの女性が苦しみました。そして語るができなかった。私は彼女たちのためにここで語っています。内戦は女性に苦しみを与えました。女性たちの苦しみを知ってもらいたくてここにいます。私が求めているのは正義です。戦争はもうたくさんです。ほかの女性や私の4人の子どもたちに同じことが起きるのはいやなのです。グアテマラはこんなにも多くの問題を抱えているのに、政府はなにをしているのでしょうか。そのことを訴えたくて、私はここにいます。政府には先住民女性の声を聞いて欲しい。グアテマラには暴力を受けた女性、殺された女性がたくさんいます。そうしたことがなくなるよう発展してほしいのです。男だけが働けるわけではありません。女性だって参加して貢献したいのです。なぜ女性には権利がないのでしょうか？男しか入れない委員会もあります。女性だって参加したいのです。

証言5（ウエウエテナンゴ県）

ここに集まってくれたことに感謝します。内戦のあいだ私に起きたことをお話しします。ある日家にいたとき、数人の男が来て飲み物をくれと言いました。そのときにその男たちに暴行されたのです。私に叫ぶな、声を出したら殺すと言いました。気を失い、起きたときには男たちはいなくなっていました。父と母が戻ってきて抱き起こしてくれました。血が出ていました。この暴行で、私は妊娠しました。産みました。息子は学校に行くようになり、文房具やいろいろな学用品を欲しがりますが、お金がなくて希望どおり与えてやることはできません。パパに会いたいというけれど、それが一体誰なのか私にもわからないのです。私は自分の身に起きたことのせいで、病気になってしまいました。私だけでなくほかにもひどい目にあった女性がいいます。殺された人もいます。女であるというだけで、こんなにも苦しい目にあってきました。私は恐怖感、恥の意識を抱え込んでいます。

村が悪いわけではありません。悪いのは政府です。政府が軍を雇って、村人にひどいことしに、皆殺しにやってきたのです。私にはいったいどうして内戦が起きたのかわかりません。なにが原因だったのかわかりません。紛争はいまも続いています。いまも殺される女性がいるのです。いま私が求めるのは正義です。話を聞いてくれてありがとう。

証言6（グアテマラシティ）

私は姉に起きたことを話します。私を告発に駆り立てるのは、絶望感です。姉は悪政をやめさせるという革命の夢を抱いていました。そのせいで捕らえられ、いまにいたるまで行方不明です。不平等がはびこるこの国では、社会を変えるには危険な道に入るしかなかった。姉は1980年仲間たちとコンタクトをとるようになりました。そして82年逮捕され、連行されていきました。2日後、母、私、甥の3人で面会したときには、拷問を受け変わり果てた姿でした。数ヵ月後母が面会に行きました。もはや以前の姉の面影はなく、生ける屍となっていました。2、3ヶ

月ごとにこのような面会が続きました。ところがあるときから面会に行っても会えなくなったのです。母はマスコミやいろいろな人に聞いて必死で探しました。死ぬまで探し続け、病気になってしまいました。姉には3つの行方不明があります。最初の連行、面会できなくなったこと、そして三つ目は社会が忘れ去ることです。姉の子どもたちはこのトラウマとともに成長しています。私たちは闘争を続けてきました。ここはスペイン大使館の虐殺事件の鎮魂儀式を行った会場です。グアテマラ政府、虐殺軍隊に正義の適用を！リオス・モント、ルカス・ガルシア・・・（責任者たちの名前を叫ぶ）

この証言者は他の女性たちと異なり、都市で行方不明になった活動家の妹である。演説口調で非常に話し慣れている印象だった。逮捕者を痛めつけ、定期的に家族と面会させるというやり方は、内戦当時しばしば行われた残酷な見せしめだったようである。

証言7（ビデオ証言：現在の性暴力）

村の立ち退きなどをめぐって現在も続く暴力状況を報告します。

- ・3ヶ月の妊娠中に暴行を受けました。そのため流産しました。
- ・9人の警察官に子どもの目の前で暴行を受けました。子どものことはほかの人たちが取り押さえていました。
- ・女性たちのグループの場に警察官が入ってきて暴行されました。
- ・家にいたとき子どもを取り上げられ、13人に暴行を受けました。このとき妊娠7ヶ月でした。
- ・服からなにか全部焼かれました。食料は取り上げられ、食べられてしまいました。
- ・村が襲われ、女性たちは川に逃げなければなりませんでした。そのとき一人が暴行を受けました。
- ・村の入り口に検問所が設けられ、マチェテ（山刀）を持って畑仕事に行くのを禁止されました。

これらの証言は、2007年に起こったことです。鉱山開発をめぐって村の立ち退きが必要になった地域で、立ち退かない村人たちに対し嫌がらせが続いています。強制排除の過程でどれほどの違法行為、人権侵害が起きていることかを示しています。なかでも性暴力は、強制排除のための戦略として使われ続けているのです。内戦は終結しても、暴行の恐怖は終わっていません。

証言8（元ゲリラ）

私の名前はサンドラ・パトリシアです。1975年のことでした。私はイシュカンのサン・ホセ(?)に住んでいました。7月20日まず兄のカルロスが、その後父が逮捕されたのです。私は周りのほかの人たちと同じように非識字者です。私はコスタ・スル（海岸部）の姉を頼って行きました。1975年9月17日、私を追って軍がやってきました。サンタ・クララ地区A47にあった姉の家まで押しつけてきたのです。戸をたたき音がして姉が「誰？」とたずねると、「軍だ、ドアを開ける」と答えが返ってきました。姉が開けると、私がいるかとたずねます。軍は私を見つけると「ここにいるのはわかっていた」といって私を引っ張っていこうとしました。母は必死に止めてくれましたが、無理やり連れ出し50メートル離れた軍の覆面車（fantasmones）に乗せられました。将校が兵士に取れと命令し、私のズボンとパンツをとりました。7日間拘留され、拷問と尋問の毎日でした。私をうつぶせに寝かせ、頭に足を乗っけて犯されました。そして次

の日も同じでした。

私は部屋に閉じ込められ、カセットを押し付けられて「お前はゲリラの子を宿しているだろう」と問い詰められました。何時間にもわたって何度もその質問を繰り返し受けました。私にはものすごく怖いことでした。私はまだ子どもだったのです。まだ何も知らない子どもで、何を言っているのか理解できませんでした。そんなふうにして何日も過ぎていきました。毎日別の場所に連れて行かれました。でもどこに連れて行かれても、同じことの繰り返しでした。ある日服を全部はがれ、あらゆる角度の写真を撮られました。手足すべての指紋をとり、体重と身長を測って、家族のことを詳細に聞かれました。何もかも知りたがっていました。

そして最後の日、ある場所に連れて行かれました。ここでお前を銃殺すると言われました。でもどういう理由かはわかりませんが、銃殺は中止されました。係官が来て命令中止の命令が出されたようです。私は顔を布で覆われてジープに戻されどこかに連れて行かれました。また別の日お前はゲリラの協力者だろうといわれました。兄と父の証言があるというのです。私は嘘だと答えました。それから別のところへ連れて行かれ、そこにはバリッとアイロンをかけた立派なカーキ色の制服を着た男の人がいて、私を尋問しました。軍の少佐だそうです。周りには私を取り押さえる「パハリトス」と呼ばれる兵士たちがいました。この尋問の後エウヘニオ・マドレ・ティエラという名前——当時は名前すら知りませんでしたが、後で調査してその場所だったと知りました——の場所に来るまで連れて行かれ、下りて振り返らずに歩くように言われました。彼らがいなくなった後男が一人戻ってきて「バス代にとっておけ」と2ケツアル渡されました。その男も去って、虐待されたままの格好で、私は独り残されました。怖かったです。とにかく怖かったです。人々に見られ幹線道路まで歩くのも怖かったけど、どうにか姉の家にとどりつきました。そこにはまだ見張りがいました。それ以来、私の人生は完全に変わってしまいました。私はゲリラに入る決心をしたのです。私は隠れました。見つかったら殺されるに違いありません。

今日私はこの経験を皆さんと共有するためにここにいます。それが、人生のために闘うこと、長年この国にはびこってきた無処罰の壁を打ち破ることにつながるからです。ここにいる皆さん全員に呼びかけます。みんなが求める正義、真実、平和の実現のために闘い続けましょう。そうすることでしか、抑圧的な軍を使って苦しみと痛みを作り出してきた国家に対抗し、前に進むことはできません。なぜほんの子どもですら、こんなにつらい思いをしなければならなかったのか、私には理解できません。グアテマラ国家に対して何一つしてないのに。皆さん、ご静聴ありがとうございました。

この女性は、幼いときにゲリラとの関係を疑われて連行された。釈放後行き場を失い、ゲリラに参加した。裁判に訴えることを視野に入れて唯一実名で被害を語っている。